

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注		
基本部分		地方公共団体が設置する指定就労継続支援B型事業所等	利用者の数が増える場合 又は 又は	職業指導員又は生活支援員の数が基準に満たない場合 又は 又は	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合 又は 又は	就労継続支援B型設計面等が作成されていない場合	身体拘束薬 止未実施減算 (障害者支援施設が行う就労継続支援B型の場合)	身体拘束薬 止未実施減算 (障害者支援施設以外が行う就労継続支援B型の場合)	雇内防止措置未実施減算	業務継続計画未実施減算	情報公表未実施減算	雇用関係利用減算
(5) 定員81人以上	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 (535単位) (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合 (512単位) (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 (480単位) (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 (467単位) (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 (449単位) (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 (437単位) (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 (417単位) (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 (384単位)											
イ 就労継続支援B型サービス費 (IV) (6:1)	(1) 定員20人以下 (584単位) (2) 定員21人以上40人以下 (519単位) (3) 定員41人以上80人以下 (488単位) (4) 定員81人以上 (479単位)											
ロ 就労継続支援B型サービス費 (V) (7:5:1)	(1) 定員20人以下 (462単位) (2) 定員21人以上40人以下 (530単位) (3) 定員41人以上80人以下 (471単位) (4) 定員81人以上 (443単位) (5) 定員81人以上 (434単位) (6) 定員81人以上 (419単位)											
ハ 就労継続支援B型サービス費 (VI) (10:1)	(1) 定員20人以下 (484単位) (2) 定員21人以上40人以下 (430単位) (3) 定員41人以上80人以下 (398単位) (4) 定員81人以上80人以下 (390単位) (5) 定員81人以上 (376単位)											
ト 基準該当就労継続支援B型サービス費	(-)											
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(1) (1日につき15単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(2) (1日につき10単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(3) (1日につき6単位を加算)											
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(1) (1日につき51単位を加算) ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(2) (1日につき41単位を加算)											
高度脳機能障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)											
重度者支援体制加算	※100分0.050 ※100分0.025 (1) 定員20人以下 (1日につき26単位を加算) (2) 定員21人以上40人以下 (1日につき25単位を加算) (3) 定員41人以上80人以下 (1日につき24単位を加算) (4) 定員81人以上 (1日につき22単位を加算)											
初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)											
訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき187単位を加算) (2)1時間以上 (1回につき280単位を加算)											
欠席時対応加算(月4回を限度)	(1回につき94単位を加算)											
就労移行支援体制加算	イ 就労移行支援体制加算(1) (6:1) (7:5:1) (1) 定員20人以下 (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 (1日につき39単位を加算) (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合 (1日につき36単位を加算) (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 (1日につき37単位を加算) (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 (1日につき32単位を加算) (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 (1日につき36単位を加算) (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 (1日につき28単位を加算) (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 (1日につき21単位を加算) (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 (1日につき10単位を加算) (2) 定員21人以上40人以下 (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 (1日につき39単位を加算) (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合 (1日につき34単位を加算) (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 (1日につき40単位を加算) (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 (1日につき36単位を加算) (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 (1日につき32単位を加算) (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 (1日につき28単位を加算) (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 (1日につき23単位を加算) (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 (1日につき22単位を加算) (3) 定員41人以上80人以下 (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 (1日につき35単位を加算) (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合 (1日につき31単位を加算) (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 (1日につき28単位を加算) (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 (1日につき24単位を加算) (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 (1日につき21単位を加算) (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 (1日につき18単位を加算) (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 (1日につき14単位を加算) (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 (1日につき13単位を加算) (4) 定員81人以上80人以下 (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 (1日につき27単位を加算) (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合 (1日につき24単位を加算) (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 (1日につき21単位を加算) (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 (1日につき18単位を加算) (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 (1日につき16単位を加算) (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 (1日につき13単位を加算) (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 (1日につき10単位を加算) (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 (1日につき9単位を加算) (5) 定員81人以上 (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 (1日につき29単位を加算) (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合 (1日につき26単位を加算) (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 (1日につき27単位を加算) (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 (1日につき23単位を加算) (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 (1日につき19単位を加算) (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 (1日につき15単位を加算) (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 (1日につき11単位を加算) (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 (1日につき8単位を加算) ロ 就労移行支援体制加算(2) (10:1) (1) 定員20人以下 (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 (1日につき39単位を加算) (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合 (1日につき33単位を加算) (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 (1日につき37単位を加算) (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 (1日につき32単位を加算) (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 (1日につき36単位を加算) (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 (1日につき28単位を加算) (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 (1日につき21単位を加算) (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 (1日につき10単位を加算) (2) 定員21人以上40人以下 (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 (1日につき39単位を加算) (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合 (1日につき34単位を加算) (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 (1日につき40単位を加算) (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 (1日につき36単位を加算) (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 (1日につき32単位を加算) (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 (1日につき28単位を加算) (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 (1日につき23単位を加算) (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 (1日につき22単位を加算) (3) 定員41人以上80人以下 (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 (1日につき35単位を加算) (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合 (1日につき31単位を加算) (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 (1日につき28単位を加算) (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 (1日につき24単位を加算) (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 (1日につき21単位を加算) (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 (1日につき18単位を加算) (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 (1日につき14単位を加算) (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 (1日につき13単位を加算)											
		注1 イ又はロについて、就労継続支援B型サービス費(1)又は(2)を算定している就労継続支援B型事業所であって、前年度において、就労継続支援B型等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、平均工賃月額に応じた所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算										
		注2 ハ又はロについて、就労継続支援B型サービス費(3)又は(4)を算定している就労継続支援B型事業所であって、前年度において、就労継続支援B型等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算										
		注3 前年度実績には就労継続支援B型事業所への移行は除く										

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注
地方公共団体が設置する指定障害者継続支援事業所等		利用者の数が増える場合	職業指導員又は生活支援員が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労継続支援B型計画等が作成されていない場合	身体拘束薬の投与が実施されている場合	身体拘束薬の投与が実施されていない場合	身体拘束薬の投与が実施されている場合	身体拘束薬の投与が実施されていない場合
(4) 定員61人以上80人以下 (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 (1日につき27単位を加重) (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合 (1日につき24単位を加重) (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 (1日につき21単位を加重) (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 (1日につき18単位を加重) (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 (1日につき16単位を加重) (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 (1日につき13単位を加重) (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 (1日につき10単位を加重) (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 (1日につき9単位を加重)		利用者の数が増える場合	職業指導員又は生活支援員が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労継続支援B型計画等が作成されていない場合	身体拘束薬の投与が実施されている場合	身体拘束薬の投与が実施されていない場合	身体拘束薬の投与が実施されている場合	身体拘束薬の投与が実施されていない場合
(5) 定員81人以上 (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 (1日につき21単位を加重) (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合 (1日につき18単位を加重) (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 (1日につき16単位を加重) (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 (1日につき14単位を加重) (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 (1日につき12単位を加重) (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 (1日につき9単位を加重) (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 (1日につき7単位を加重) (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 (1日につき6単位を加重)		利用者の数が増える場合	職業指導員又は生活支援員が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労継続支援B型計画等が作成されていない場合	身体拘束薬の投与が実施されている場合	身体拘束薬の投与が実施されていない場合	身体拘束薬の投与が実施されている場合	身体拘束薬の投与が実施されていない場合
ハ 就労移行支援体制加算(Ⅲ) (6.1) (7.5.1)		(1) 定員20人以下 (1日につき42単位を加重) (2) 定員21人以上40人以下 (1日につき18単位を加重) (3) 定員41人以上60人以下 (1日につき10単位を加重) (4) 定員61人以上80人以下 (1日につき7単位を加重) (5) 定員81人以上 (1日につき6単位を加重)	利用者の数が増える場合	職業指導員又は生活支援員が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労継続支援B型計画等が作成されていない場合	身体拘束薬の投与が実施されている場合	身体拘束薬の投与が実施されていない場合	身体拘束薬の投与が実施されている場合
ニ 就労移行支援体制加算(Ⅳ) (10.1)		(1) 定員20人以下 (1日につき39単位を加重) (2) 定員21人以上40人以下 (1日につき17単位を加重) (3) 定員41人以上60人以下 (1日につき9単位を加重) (4) 定員61人以上80人以下 (1日につき7単位を加重) (5) 定員81人以上 (1日につき5単位を加重)	利用者の数が増える場合	職業指導員又は生活支援員が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労継続支援B型計画等が作成されていない場合	身体拘束薬の投与が実施されている場合	身体拘束薬の投与が実施されていない場合	身体拘束薬の投与が実施されている場合
就労移行連携加算		(1) 定員20人以下 (1日につき1,000単位を加重)	利用者の数が増える場合	職業指導員又は生活支援員が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労継続支援B型計画等が作成されていない場合	身体拘束薬の投与が実施されている場合	身体拘束薬の投与が実施されていない場合	身体拘束薬の投与が実施されている場合
目録工賃達成指導員配置加算 イ 定員20人以下 (1日につき45単位を加重) ロ 定員21人以上40人以下 (1日につき40単位を加重) ハ 定員41人以上60人以下 (1日につき38単位を加重) ニ 定員61人以上80人以下 (1日につき37単位を加重) ホ 定員81人以上 (1日につき35単位を加重)		利用者の数が増える場合	職業指導員又は生活支援員が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労継続支援B型計画等が作成されていない場合	身体拘束薬の投与が実施されている場合	身体拘束薬の投与が実施されていない場合	身体拘束薬の投与が実施されている場合	身体拘束薬の投与が実施されていない場合
目録工賃達成加算		(1) 定員20人以下 (1日につき10単位を加重)	利用者の数が増える場合	職業指導員又は生活支援員が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労継続支援B型計画等が作成されていない場合	身体拘束薬の投与が実施されている場合	身体拘束薬の投与が実施されていない場合	身体拘束薬の投与が実施されている場合
医療連携体制加算 イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき32単位を加重) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき33単位を加重) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき25単位を加重) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1日につき25単位を加重) ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) (1日につき500単位を加重) ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ) (1日につき100単位を加重)		(1) 利用者1人 (1日につき900単位を加重) (2) 利用者2人 (1日につき500単位を加重) (3) 利用者3人以上8人以下 (1日につき400単位を加重)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合 注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合						
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1) 回につき150単位を加重	注 同一敷地内の場合	×70/100					
食事提供体制加算		(1) 日につき30単位を加重	注 同一敷地内の場合		×70/100				
送迎加算 イ 送迎加算(Ⅰ) (外運につき21単位を加重) ロ 送迎加算(Ⅱ) (月運につき10単位を加重)		注 同一敷地内の場合	×70/100						
障害福祉サービスの体験利用支援加算 イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) (1日につき500単位を加重) ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ) (1日につき250単位を加重)		注 地域生活支援拠点等の場合	+50単位						
在宅時生活支援サービス加算		(1) 日につき300単位を加重							
社会生活支援特別加算		(1) 日につき480単位を加重							
地域協働加算		(1) 日につき30単位を加重							
ピアサポート実施加算		(1) 日につき100単位を加重							
緊急時受入加算		(1) 日につき100単位を加重							
集中的支援加算(月4回を限度)		(1) 回につき1,000単位を加重							
イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×93/1,000) ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×91/1,000) ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×76/1,000) ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位×62/1,000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 指定障害者支援施設において行った場合 イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×104/1,000) ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×0/1,000) ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×86/1,000) ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位×69/1,000) ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位×91/1,000) (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) (1月につき 所定単位×87/1,000) (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) (1月につき 所定単位×0/1,000) (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) (1月につき 所定単位×0/1,000) (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) (1月につき 所定単位×0/1,000) (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) (1月につき 所定単位×73/1,000) (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) (1月につき 所定単位×0/1,000) (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) (1月につき 所定単位×66/1,000) (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) (1月につき 所定単位×74/1,000) (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) (1月につき 所定単位×0/1,000) (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) (1月につき 所定単位×53/1,000) (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) (1月につき 所定単位×56/1,000) (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) (1月につき 所定単位×0/1,000) (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) (1月につき 所定単位×48/1,000) (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) (1月につき 所定単位×35/1,000) 注3 令和6年6月1日から算定可能 注4 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定							
(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) (1月につき 所定単位×80/1,000) (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) (1月につき 所定単位×79/1,000) (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) (1月につき 所定単位×78/1,000) (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) (1月につき 所定単位×77/1,000) (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) (1月につき 所定単位×66/1,000) (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) (1月につき 所定単位×64/1,000) (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) (1月につき 所定単位×61/1,000) (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) (1月につき 所定単位×63/1,000) (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) (1月につき 所定単位×59/1,000) (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) (1月につき 所定単位×48/1,000) (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) (1月につき 所定単位×49/1,000) (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) (1月につき 所定単位×46/1,000) (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) (1月につき 所定単位×44/1,000) (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) (1月につき 所定単位×31/1,000)									
福祉・介護職員等処遇改善加算 ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)									
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×54/1,000) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×40/1,000) ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×22/1,000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 指定障害者支援施設において行った場合 イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×64/1,000) ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×47/1,000) ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×26/1,000) 注3 令和6年5月31日まで算定可能							
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×17/1,000) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×15/1,000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき 所定単位×18/1,000) 注3 令和6年5月31日まで算定可能							
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算		(1) 月につき 所定単位×13/1,000	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等処遇改善特別加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能						